

2 今後の予定

(1) 特定空き家等の認定

著しく管理状態が不全な空き家等に対し、西東京市空き家等対策協議会への諮問・答申を経て、特定空き家等の認定を行います。

(2) 西東京市空き家等対策計画の策定【策定予定：令和2年3月】

市の空き家等対策を総合的かつ計画的に進めていくため、空き家等対策の基本的な方針、空き家等の利活用を含む段階ごとの具体的な対策など、市の空き家等対策の方向性や施策を示す計画を策定します。

(3) 空き家等セミナー及び相談会の開催

空き家等に係るさまざまなお悩みごと、ご相談について、セミナー及び相談会を開催します。

日時：9月29日（土） 14時00分から

場所：保谷駅前公民館 集会室（東町三丁目14番30号 ステアビル5階）

テーマ：空き家等に係る相続問題、適正管理について など

※ 令和2年1月に、協定を締結した専門家団体による個別相談会を開催予定

【問い合わせ先】 都市整備部 住宅課（TEL：042-438-4052）

資料のポイント

【取り組み内容】

- 空き家等の対策の推進に関する条例の制定により、特定空き家等の所有者等へ助言・指導を行い、周辺的生活環境の保全を図る。
- 本市独自の規定を設け、空き家等の対策をより丁寧かつ迅速に行う。

【今後の展開】

- 特定空き家の認定を行う。
- 空き家等対策計画を策定し、市の空き家対策の方向性等を示す。
- 空き家セミナー・相談会を開催し、空き家所有者等に対し、空き家に関するさまざまな情報の提供及び啓発を行う。